鎌倉御家人天野氏と武蔵国由井郷

in Musashi Province Amano Family, Vassal of Kamakura Shogunate, and Yui Village

川 広 平

西

らいに

後者は是心・景茂という叔母・甥の世代の段階で分割相続による問題が内在しており、それが次世代の是勝・顕茂・景広の兄 弟間による所領をめぐる相論として表面化したことを指摘した。 職を取得したこと、また、由井郷は横河郷と由井本郷に分割相続され、前者は後家尼の一期料を経て景経に相続された一方、 御家人間のネットワークを考察した。この結果、天野氏は武蔵国の支配権をめぐる各勢力の競合関係を背景に、義盛と横山時 考察されていない。そこで本稿では、武蔵国多西郡由井郷の地頭であった天野氏を対象として、所領の伝領に影響を及ぼした 一族、および天野政景と三浦和田氏出身の由井尼覚円との縁戚関係を介して結ばれた由井氏との所縁を踏まえて由井郷地頭 中世の武士団研究では、鎌倉期に新たに東国地域で地頭職を取得し、所領経営に携わった御家人について、これまで十分に

キーワード

鎌倉幕府、御家人、天野氏、金沢流北条氏、由井郷

所領の開発・経営や惣領制に関する研究が、一九七○年代に至るまで盛んに行われており、彼らを中世社会の主体 層、そして彼らを国・郡規模で編成した豪族的な領主層といった在地領主の出自を持った武士団を主な対象として、 中世前期における東国地域の武士団に関する研究は、これまで日本中世史研究において、重要な位置を占めてき 当該分野の先行研究を振り返ると、名経営の主体であった田堵・名主層や荘園・公領の経営を担った開発領主

ともに、水陸の交通路の掌握を通して一族を配置し、広域的なネットワークを構築することにより勢力圏を形成し(ミ 一方、一九八〇年代以降になると、武士身分の成立と武士の儀礼や技量に注目する職能論的武士論が展開すると

と位置付ける評価が示されたことは言うまでもなかろう。

た武士団像も提起された。

以降の鎌倉期、 大半が一一、一二世紀段階の国衙在庁官人や開発領主の系譜を引く武士団に留まっている。このため、一二世紀末 東国地域において地頭職を取得し、新たに所領経営に携わった鎌倉幕府御家人を対象とした研究は

これらの研究により、武士身分や武士団のネットワークが有する多様な側面が明らかとなった一方、

研究対象の

これまで十分に行われてこなかったと言っても過言ではない。

寺町・横川町・西寺方町等)の地頭であった天野氏の一族を対象として、彼らによる所領の伝領に影響を及ぼした御 そこで、本稿では、鎌倉・南北朝期にかけて武蔵国多西郡由井郷 (現在の東京都八王子市弐分方町・

112 -

余地が残されていると考える。

こうした研究状況を踏まえて、

のあり方について考える機会としたい。

家人間のネットワークを考察する

領した過程を考察した。また菊池紳一氏は、 新荘との関係を指摘したのを皮切りに研究が進んだ。さらに福田氏は、天野氏の一族が由井郷の所領を分割して伝 尊経閣文庫所蔵 鎌倉期の天野氏を対象とした先行研究を概説しておこう。 『天野文書』および 『天野毛利文書』、 近世の加賀藩主前田氏の家老長氏の家臣であった天野氏に伝来した系 右田毛利氏 『譜録』 当該分野では、奥野高廣・福田榮二郎両氏が、 の紹介を通して、 天野氏と船木田 同

御家人とのネットワークの解明については、必ずしも十分に進んでいないと言えよう。 これらの研究は、 考察の対象が専ら天野氏の一族内に限定されており、 天野氏による所領の伝領における、 他 0

小林一岳氏が、天野氏と三浦和田氏、金沢流北条氏との縁戚関係を通して、

図を紹介した。

係が、 の伝領の状況に言及したことは注目に値する。小林氏によって、 天野氏が由井郷を取得した経緯や由井郷の支配における影響とどのように関わっているのかは、 当該分野の研究は進展した一方、これらの縁戚関 未だ考察の

領と支配の状況について解明をめざす。そして、 く鎌倉幕府の御家人間に見られるネットワークの考察を通して、 そこで、本稿では、治承・寿永の内乱以降の鎌倉期における天野氏の政治的・軍事的な活動や、 東国地域に新たに地頭職を得て進出した御家人による所領の維持 鎌倉期に天野氏の本拠地となってい 天野氏をとりま た由 井郷 の伝

所領

第一章では、一二世紀末から一三世紀前半にかけての天野遠景・政景父子による政治的・軍事的な活動について、

そのネットワークを踏まえて考察する。

というように諸説が伝わっているが、出自の特定は困難な状況である。このうち「天野系図」によると、 図」)、②藤原南家乙麿流の伊豆国押領使維職の末裔(『尊卑分脈』第二編)、③藤原北家魚名流の小野田兼盛の末裔 天野氏の出自については、①後三条源氏出身で藤原改姓と伝わる遠輔 (輔仁親王の孫) の末裔 (武家百家譜

《静岡県伊豆の国市》を拠点に周辺武士間で縁戚関係を結び、連携していたことがうかがわれる。

狩野荘を拠点とする伊豆国の在庁官人狩野介(工藤介)茂光の娘であり、天野氏は伊豆国田方郡天野郷

政景の母は、

光・土肥次郎実平・岡崎四郎義実・宇佐美三郎助茂・天野藤内遠景・佐々木三郎高綱・加藤次景廉以下を個別に呼 吾妻鏡』によると、 治承四年(一一八○)八月六日、伊豆国北条館 (同)で挙兵を決意した源頼朝が、

び出して意向を伝達したとあり、また同月二十日には天野藤内遠景・同六郎政景が頼朝に従い、 奈川県湯河原町、 真鶴町周辺)に出陣したという。頼朝挙兵の状況を伝える『吾妻鏡』の記載内容からは、

追討使軍への合流を図った伊東祐親を、遠景が伊豆国鯉名泊 『吾妻鏡 の記載内容をたどると、 同年十月十九日、

父子が頼朝挙兵時以来、縁戚関係にある狩野氏の一族等とともに、その側近で活動する立場であったことがわかる。 (静岡県南伊豆町)で生け捕りにしたという。また、元 頼朝を追討するため東国に下向した平維盛が率いる 相模国土肥郷 遠景・政景 神

ここで注目されるのが、

翌三月十二日、

頼朝が伊豆国鯉名等で兵糧米を積んだ兵船三二艘を用意し、

平

氏追

討に

承四年 暦元年 5 頼を謀殺した。遠景の舅にあたる狩野介 義仲を討って上洛を果たした一条忠頼を、 頼朝は酒宴の席に遠景を相伴させたと推測されるが、 (一一八○) 八月頃には信義・忠頼父子と同族の安田義定と同一行動をとっており、 (一一八四) 六月十六日には、 甲 歩・ (工藤介) 頼朝が鎌倉の自邸に招き酒宴を催した際、 駿河両国に影響力を持っていた武田信義の子であり、 茂光の同族である工藤景光は甲斐国 いずれにしろ遠景は頼朝に対抗し得る政敵を討つ役割を 遠景が頼朝の命令を受け (山梨県) 遠景と忠頼との関係性か に拠点を置き、 直 前 の正 芦に は

な活動は記されていないが、果たして西国出陣において、遠景はどのような役割を担ったのであろうか 御家人に対して、 豊後国 (大分県) 軍事的な活動を見ると、文治元年(一一八五)正月二十六日、 西海における功績を賞した文書を発給したという。『吾妻鏡』には、この間における遠景の具体的 に渡海したところ、同年三月十一日には、 頼朝が北条義時・ 遠景は源範頼が率いる平氏追討の軍勢に 小山朝政・天野遠景ほ か 一名の

担ってい

名泊に該当する。 派遣したという『吾妻鏡』 って列島東西を結ぶ物資輸送の拠点と見做されていたと言えよう。 すなわち、 同年の平氏滅亡後、主に九州北部地域の国務や訴訟の取次等を担った、い の記載内容である。史料中に記載されている「鯉名」は、 遠景の影響力が及んだと推測される鯉名泊は、 このような事情を踏まえて、 治承・寿永の内乱期に鎌倉の政 遠景が伊東祐親を捕らえた鯉 わゆる鎮西奉行に遠 頼朝は遠 0) 功績

鎮西奉行としての遠景の活動については、 本稿の趣旨から外れるため割愛するが、 天野氏の九州における所領に

景を任じたのではなかろうか(ほ)

【史料1】

肥前国佐嘉御領小地頭等

言上 当御領内末吉小地頭高木南二郎季家申下鎌倉殿御教書、 訴申惣地頭小地頭各別得分子細事

(省略)

由事、 日到来偁、 天野左衛門尉御教書案一通、 惣地頭蓮沼三 右、今年三月十八日御下文、今日到来偁、 訴状并忠国陳状如此、 肥前国御家人藤原季家申、 郎忠国押取小地頭得分加地子米由事、 天野左衛門尉請文案一通、季家解状案、去々年十二月廿二日御教書、今年二月五 就状被尋問天野左衛門尉政景之処、 佐嘉御領内末吉名小地頭得分加地子米お、為惣地頭蓮沼三郎忠国令押取 可早任鎌倉殿御教書旨弁申、高木南二郎季家訴申、 則下遣蓮沼三郎忠国許御教書案一通、 請文如此、 仍遣之、 如状者、 忠国請文案一通、遣 当御領内末吉名 当御領内 小 地 頭

地頭、 云々、 執達如件者、 雖然、 各別得分事、委可注進其例之状如件者、 件末吉名惣地頭忠国押取小地頭得分之子細、 不明子細、 被成御下知之儀者、 両人之中、若貽訴訟歟、 当御領済例之次第、任実正、 見于御教書之状、 早尋注彼此理非、 所注進也、 早任被仰下之旨、 可令言上給之状、 云惣地頭、 云小 依仰

あまた候へハ、自余小地頭共例ニ任て、惣地頭得分小地頭得分、不可有相違之由、季家ニ可成給御教書哉

(後略



図 1 天野氏・三浦和田氏・金沢流北条氏関係図

年

ことを回答してい

小

地頭の各得分が定められており、

それに則り季家に御教書が与えられた

よる尋問に対して、

遠景の子である政景は、

他の

小地地

頭と同様に惣地

頭

めぐり、

惣 地

頭の蓮沼忠国を幕府に訴えた。

この際、

佐嘉荘

0

小

地

地

頭 本

(名主)

であった高木季家が、

小地頭の

得分である加地子米の

)取得を 頭等に

史料によると、

肥前

玉

佐

温湖 領

(安楽寺領佐嘉荘、

佐 賀市)

末吉名

は、

0

景経 史料5の永仁二年 影響を受けつつも荘 経に譲渡した所領として「佐賀御領内末吉名預所職」 対立を調整し、 ここでの政景の立場について言及すると、 (一二五六) 七月三日付 白河院御願寺の安楽寺領であった末吉名の預所職に補任され、 0 譲状を踏まえて子の顕政に安堵した所領 同 (一二九四) 地の支配に関与していたことを確認できる。 園領主の 「将軍宗尊親王家政所下文」には、 代官の 九月二十九日付 立場から 5 史料4として後掲する建 「関東下知状」には、幕府が が列記されているが、 惣地 頭 が見えるので、 小 地 政景が子 頭 (名主) その後

ところで、 天野氏と縁戚関係を持っ た幕府御家人として金沢流 北条氏が 職を失ったと推測され

る

には末吉名預所職が記載されておらず、

一三世紀後半に天野氏が同

地

0

所

景 — 117 —

政 ,の景

幕府

0

間

記載されている。また「天野系図」には、天野政景の娘が「号六浦殿、越後守実時母儀」と記載されているので、『思 あげられる。 ついて、「評定衆 両氏の関係を見ると、『関東評定伝』には、建治二年(一二七六)十月二十三日に死去した北条実時に 越後守平実時(省略)右京権大夫義時朝臣孫、 陸奥五郎実泰法師男、母天野和泉前司政景女」と

政景の娘(六浦殿) が北条実泰に嫁ぎ、実時が誕生したこととなる(図1参照)。

領有を主張して争った越後国奥山荘金山郷の本主は、 また、貞和二年(一三四六)七月十九日付の「足利直義裁許状案」によると、三浦貞宗と金沢称名寺(横浜市)が 政景の娘由井尼是心であり、是心から「養女平氏」(北条顕時

[恵日]の娘)へと譲渡され、永仁二年(二二九四)十一月二十日付で幕府から安堵の下文を獲得したという。 さらに、真言律宗の高僧叡尊による弘長二年(一二六二)の鎌倉来訪について記した『関東往還記』には、 次のよ

うにある。 (20)

【史料2】

廿七日於同国大礒宿中食、於同国懷嶋儲茶、爰越州進力者今夕無為着鎌倉、

不庶幾、 以降依有別願未任有資縁之所、 又在鎌倉不幾有一寺、号称名寺、年来雖置不断念仏衆已令停止畢、以件寺擬御住所云々、長老被報云、従遁世 越州云、雖非出家之儀為在家分欲列御弟子之数、然則一向可奉仰教旨、又御下向事最明寺禅門頻悦申者也云々、 先奉入西御門人家、[天野和泉六郎左衛門景村之宿所也、云和泉入道之跡也] 即見阿参、 旁難止住云々、 越州云、 而件寺已有数多之領所二頗背素意、 仰之旨清浄甚深也、 頃相計云々、 即退出了、 次為宛愚老之住処停止日来念仏之条、太以 入夜越州参数剋談話

う。 「天野系図」 (神奈川県鎌倉市)にある「天野和泉六郎左衛門景村」の屋敷に到着した。ここは、「和泉入道」の跡式であったとい 本史料によると、 一には、 弘長二年二月二十七日、 景村 (六郎左衛門尉) は政景(和泉守)の子で光景・景氏・景経の兄弟とあり、「和泉入道」は 叡尊が鎌倉に来訪した際、「越州」(北条実時)が力者を派遣して西御門

すると、天野景村は北条実時の一族として位置付けられていることがうかがわれる。 条時頼 この景村の屋敷で、実時は叡尊を出迎え、在家のまま叡尊を師と仰ぎたい旨や、叡尊来倉に対する最明寺禅門 の反応、 また称名寺を念仏衆から改め叡尊の住寺としたい意向を示唆している。この一連の状況から判 北

政景に該当することは間違いない。

考えられよう。先述したように、 二七六)や、実政(実時の子)の鎮西探題補任(一二九六)に見られる、金沢流北条氏の九州進出に継承されたことが 野氏による九州への影響力が、一三世紀後半、元寇への防備に対応した実時の豊前国(福岡県・大分県)守護補任 このような天野氏・金沢流北条氏間の縁戚関係を踏まえると、筧雅博氏が示唆するように、 同時期に天野氏は、 九州に確保していた所領である佐賀御領内末吉名預所職を失 一二世紀末以降の天

また、金沢流北条氏は鎌倉の外港である六浦荘(横浜市)を本拠としており、また天野遠景が鎌倉の政権にとって

っており、このことからも前述の推測が裏付けられるのではないだろうか。

水運に関与するという共通の立場を有していることがうかがわれる。 列島東西間の物資輸送の拠点であった鯉名泊に影響力を有したと推測されることを踏まえると、 両者は列島規模の

たと考えられ、 なわち、 天野遠景は、 九州におけるその影響力は、 源頼朝の側近、 かつ列島東西の海上輸送に影響力を持った立場から鎮西奉行に任じられ 縁戚関係にあった金沢流北条氏に受け継がれたのである。

一 天野氏の由井郷進出

のかを考察する。 第二章では、天野氏がどのように武蔵国多西郡の船木田新荘に属する由井郷の地頭職を取得し、 由井郷は、武蔵国の在庁官人である「一庁官」「二庁官」を継承した日奉党(西党)の一族である 同地に進出した

由井氏の本領であったが、 まずは天野氏と由井氏との関係について考えたい (由井郷の位置は図2参照)。

とは不明である。その上で、小林一岳氏は、天野氏の由井郷進出に関わる諸説について、次のように言及している。 天野氏が由井郷の地頭職を取得した経緯については、それに直接関わる史料が確認されていないため、

①元久二年 (一二〇五) の畠山重忠の乱における平姓秩父氏への由井氏連座説

③承久三年(一二一一)の承久の乱における天野氏への恩賞説②建暦三年(一二一三)の和田合戦における由井氏敗北にともなう没収説

④由井氏と天野氏との養子・婚姻関係にともなう譲渡説 (アンデー)

の乱で東国の所領を新恩給与することは異例であるとし、④は由井氏と天野氏との親族関係が未確認であると評し 小林氏は、これらの説について、①は稲毛重成の舎弟由井七郎が天野遠景に降参し介錯されたことを重視する一 ②は通説であるが和田合戦への由井氏参戦や由井郷没収は未確認であることを指摘している。また、③は承久

田氏一族の覚円が、天野政景と結婚して由井郷を夫の政景より譲られて「由井尼」を名乗り、 このように、小林氏は①に注目しつつも、天野氏の由井郷取得の経緯を確定することは困難とした上で、三浦

三浦和田氏の所領で

ている。

あった越後国奥山荘金山郷(新潟県)とともに、娘の是心に譲渡したことを指摘している。

ここで、①の論拠とされている『古事談』の記載内容を、史料3としてあげておく。

史料3元

御房ノミコソ令哀憐給ハメトテ所参向也、 不可免其難、 鎌倉ニテ庄司次郎稲気入道ナト被打之時、 雖預自害年来有往生極楽之望、自害ハ臨終正念恨不知本意、又伝聞被刎頸之者不往生云々、 稲気之舎弟ユイノ七郎ト云者、 可然者向西方合掌唱念仏之間、可差殺云々、遠景随喜悲泣申事由、 遠景入道之許二出来云、 已被結悪縁 依之

如云心崎ヲ被差之時止声気絶畢

浜ニ将行テ差之処、十二刀マテ念仏声不休、

于時止念仏云、猶可死心地モセス也、心サキヲ可差トテ又高声念

もとに出頭し、 として稲毛重成 あった畠山重忠(庄司次郎)と子の重保が、武蔵守平賀朝雅を婿とする北条時政の策略で謀殺された際、その首謀者 本史料によると、元久二年(一二〇五) 六月二十二日、武蔵国の有力御家人で当時武蔵国留守所惣検校職 往生のために自らを刺殺するよう、遠景に依頼したという。 (稲気入道) が翌二十三日に討伐された。 この時、 重成の舎弟とされるユイ(由井)ノ七郎が遠景の の地位に

121



地名 地名

×

畠

Ш

重忠と利害が対立する関係にあったと考えられる。元久二

0

(一二〇五) 六月二十二日、

鎌倉に参上する途上であった畠

重忠への討手として、北条義時が「大手大将軍」を務める一方、

八王子・青梅・上野原・五日市を使用 * 国土地理院発行 1/50,000地形図

図 2 船木田本荘・新荘周辺地図 (丸囲いが由井郷の範囲)

武蔵 ず、 に属した和 職であった畠山重忠の下に属していた。 家人の統制を担う侍所別当の義盛が、 幕府の直轄下に置かれてい 方、当時の武蔵国は、 玉 0 御家人への影響力をめぐって、 田 当義盛は、 源頼朝より侍所別当に任じられていたが、 「関東御分国」として守護が置 た。 相模国の御家人で三浦 在庁官人を始めとする 同国留守所惣検校職

史料は同 建保三年(一二一五) 定の信憑性を評価できよう。このことを前提にすると、日奉 党由井氏と遠景との間で、何らかの関係性があったことを 典となる『古事談 書の 編纂直前にあった事件の伝聞を記したものであり、 頃にかけて編纂した説話集であるため、本 は、 源 顕 兼 が建暦二年 から

出

か 族 n たことは先述したが、彼らは国衙において武蔵国留守所惣検校

確認できる

由

[井氏の属する日奉党は、

武蔵国衙の有力な在庁官人であ

0

西

関戸大将軍」として、 北条時房 (義時の弟) とともに和田義盛が関戸 (東京都多摩市) に派遣されたのも、こうした

事情があったからであろう 武蔵国との関係性を持った義盛は、 同国 の在庁官人である横山党と二重の婚姻関係で結ばれていた。

横 Щ . 時兼の叔母の夫が義盛であり、 かつ義盛の子常盛の妻が時兼の妹であったという。この縁戚関係の結果、

三年(二二三)五月の和田合戦に、横山党は義盛に味方して参陣したが敗北し、合戦収束後に和田義盛

·横山

等の所領である美作国 (岡山県)・淡路国 (兵庫県)等の守護職や「横山庄」等の地頭職が没収された。

兼) 吾妻鏡』に掲載されている「建暦三年五月二日・三日合戦被討人々日記」には、「横山人々」として横山右馬允 ほか一三名が書き上げられているが、この中に平山次郎・同小次郎の名が記載されていることに注目したい。

すなわち、

船木田新荘平山郷を拠点とする日奉(西)党の平山氏が、

船木田本荘

とともに侍所別当として武蔵国衙に影響力を広げていた和田義盛と接点を持っていたという推測も成り立ち得る。 したがって、 同じ日奉党に属し、 船木田新荘由井郷を拠点とする由井氏も、 横山党、 さらにはその縁戚関係にある

属して和田合戦に参陣しているのであり、彼らが近隣の複数の武士団に両属して活動していた様子がうかがわれる。

天野和泉守妻」と記載されており、天野政景 (和泉守) の妻で「由井尼」と号した覚円は、 方、三浦 和田氏と天野氏との関係については、 義盛の甥高井高茂の娘が「和田系図」に「号由井尼、 三浦和田氏の出身であっ 法名覚円、

合戦による義盛の滅亡後に、 (図1参照)。「天野系図」には、 母の出自を同族 政景の子光景の母が和田氏の同族である三浦義澄の娘と記載されているが、『窓 の三浦氏に書き換えた可能性もあろう。 和田

以上のような天野氏と三浦和田氏との縁戚関係、 そして和田義盛による武蔵国への関与を踏まえると、

(横山荘)を拠点とする横山党に所

支配権をめぐる北条時政・畠山重忠・和田義盛の競合関係を背景に、 和田義盛と横山時兼一族、 および天野政景と

を踏まえて、元久二年(一二〇五)六月に由井七郎を討った遠景が、恩賞として由井郷の地頭職を取得したのではな 由井尼覚円 いだろうか。三浦和田氏出身の覚円が「由井尼」を称した事情も、こうした三浦和田氏を介する縁戚関係を踏まえ (三浦和田氏出身) との縁戚関係を介して、天野氏と由井氏との所縁が存在したと考えられる。このこと

三 由井郷の伝領

た、天野氏の由井郷進出が影響していると考えられる。

に伝領されたことが、指摘されている。本稿では、景経流・景茂流の双方について、その伝領の状況を再考したい。 大幡村に分かれており、このうち横河郷が政景の子である景経の子孫、また由井本郷が政景の孫である景茂の子孫 続いて第三章では、天野氏による由井郷の伝領の過程について考察する。鎌倉期の由井郷は、由井本郷と横河郷、

124

(1)景経流(安芸・遠江天野氏)による横河郷の伝領

景経 の一族は、 政景の所領であった由井郷のうち横河郷を伝領した一方、 安芸国および遠江国に拠点を構えた。

景経が横河郷を譲渡された契機となった古文書が、次の史料4である。

郷、

史 料 4 32

将軍家政所下 左衛門尉藤原景経

可令早領知

武蔵国船

木田新庄由井内横河郷

遠江国山香庄内犬居郷

・美濃国下有智御

厨 内寺地

郷

并 Ė

野 平

以下、

太

同 四郎兵衛尉名田畠等・安芸国志芳庄内西村等地頭職・肥前国佐嘉御領内末吉名預所職事

舎兄左衛門尉政泰・景村・景氏等去月廿七日請文之旨、 右、任亡父前和泉守政景法師戆延応元年十二月十一日讓状并浄念讓後家尼驥仁治二年十二月廿七日状案[[及 為彼等職、 各守先例、 可致沙汰之状、 所仰如件、

令左衛門少尉藤原 (花押)

建長八年七月三日

案主清原

知家事清原

別当陸奥守平 朝臣 (花押)

相模守平朝臣 (花押

本史料は、 安芸国志芳荘のうち西村等の地頭職、 建長八年 (一二五六) 七月三日に、 並びに肥前国佐嘉御領のうち末吉名の預所職を、 幕府が船木田新荘由井郷のうち横河郷、 遠江国山香荘のうち犬居

天野政景

(浄念)

0)

状や政泰・景村・景氏等の請文等に従い、 政景の子景経に安堵することを認めた政所下文である。

名字の地」である伊豆国天野郷が見えず、その代わりに筆頭に記された由井郷が当時の天野氏の本拠地であった

ことがうかがわれる。

本史料に関して、

景経は下知状ではなく、

政所下文により地頭職等の伝領を幕府から認められたため、

福田

氏は

125

状との年代の間に年の開きがあること等を根拠に、由井郷等の相続をめぐり天野一族内で相論が発生したことを推 景経が天野氏の惣領の地位にあったと指摘している。また、小林氏は、本史料に記された政景の譲状と幕府の安堵

(3)

しかしながら、本史料中に見える、延応元年(一二三九)十二月十一日付の政景(浄念)譲状および仁治二年

測している。

二四一)十二月二十七日付で浄念から後家尼(景経の母)への譲渡を記した古文書の存在を踏まえると、横河郷等は

でき、この間に相論が発生したことは確認できない。したがって、これらの所領は、政景の意思を踏まえて、 政景から景経の母 (すなわち政景の妻)に一期料として譲られた後、建長八年(一二五六)に景経に相続されたと解釈

尼を経て景経へと順当に伝領されたのであろう。

その後、これらの所領と文書は、景経の子孫にどのように継承されてきたのであろうか。次の史料5を見てみた

126

61

可令早左衛門尉藤原顕政領知武蔵国船木田新庄由比内横河村・安芸国志芳庄西村・美濃国下有智御厨寺地

橘村、 并弥四郎兵衛尉跡遠江国西□□山内・佐久・八重山・小松崎地頭職‱i扁zæi兩zæinasæṃi事(番性ク)

可令領掌之状、依仰下知如件

永仁二年九月廿九日 陸奥守平朝臣

任親父安芸前司景経法師懿、去八月廿日譲状、

右、

相模守平朝臣

本史料は、 景経は政所下文により横河郷等の所領を幕府から安堵されたが、ここでは将軍権力の形骸化にともない、 郷のうち横河村等の所領を、 永仁二年 (一二九四) 九月二十九日に、 天野景経の譲状を踏まえて子の顕政に安堵した下知状である。 鎌倉幕府の執権北条貞時および連署北条宣時が、 船木田 新荘· 顕 4 由

政が景経の所領の継承を下知状により幕府から安堵されている。 また、史料4および史料5ともに、景経・顕政父子による横河郷等の伝領に関する文書が、 景経の兄景氏の子孫

子孫である安芸天野氏が仕えた長州藩主毛利氏に関わる「毛利家文庫・遠用物」や「閥閱録遺漏」に収録された安 である能登天野氏が仕えた長氏の主君、 加賀藩主前田氏に関わる尊経閣文庫の編纂史料中に伝来する一方、 疑義が指摘されている。 景

芸天野氏伝来の鎌倉

・南北朝期の文書には、

讃岐守 遠江国山香荘の内熊切郷三分方、 そして、応永八年(一四〇一)六月、天野顕忠が祖父顕義・父顕氏から相続した安芸国志芳荘東村三分方地 代々御教書・手継等在相続」と記されていることを踏まえると、少なくとも一五世紀初頭までは、 由井本郷大畑村三分方等の所領を顕房に譲渡した譲状に、「祖父顕義三男顕氏 景経の子 頭 号

このことから判断すると、安芸天野氏は、 所領の伝領を示す証文を一五世紀以降に失っており、 自家の由緒を主

孫である安芸天野氏が有した所領の伝領を示す証文が、同氏に伝来していたと推測される。

張するため、それ以前の年記を記した複数の文書を、 新たに作成したのではないだろうか。

続い $\widehat{2}$ って、 景茂流 政景の子光景から景氏 (能登天野氏) による由井本郷 (光景の弟、 0 養子)、

景茂

(景氏の子)

へと継承された、

由井本郷の伝領関係につい

127 -

訟となった際の執権北条凞時による裁許状である。 て考えたい。 次の史料6は、 天野景茂 (観景) の子顕茂・景広兄弟が、 由井 (由比) 本郷等の所領の伝領をめぐり訴

史料 6 [38]

天野肥後三郎左衛門尉顕茂与同次郎左衛門尉景広相論、亡父新左衛門入道観景遺領武蔵国由比本郷・遠江国奥

山郷避前村・美濃国柿御園等事

年三月卅日顕茂譲得之処、景広号帯徳治三年六月十七日譲状、令押領之間、 右、 就訴陳状、欲有其沙汰之処、去月廿八日両方和与畢、如顕茂状者、右所々者、自亡父観景之手、去正応二 就訴申、 番訴陳、 相互雖申子細

所詮、以和与之儀、顕茂所得内、由比本郷参分壱響靈、顯特等、・美濃国柿御園半分、避渡于景広畢、

次所載正応譲

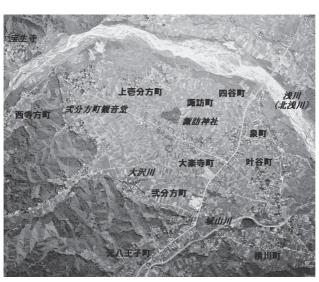
128

状、景広分遠江国大結・福沢并長門国岡枝郷等者、任譲状、景広知行不可有相違云云、如景広状者、彼所々者、 大結・福沢、 自亡父観景之手、徳治三年六月十七日景広譲得之処、顕茂号得正応二年三月卅日譲状、 由比本郷参分壱惶霧シューード・美濃国柿御園半分、顕茂令避之間、止沙汰畢、次号載正応譲状、景広分遠江国 長門国岡枝郷者、 可為景広分云云者、早守彼状、向後無違乱相互可領知之状、依鎌倉殿仰、下知 雖番訴陳、 相互以和与

正和二年五月二日

如件、

相模守平朝臣(花押)



由井郷所在地の空中写真 図3

三〇八)六月十七日付の譲状を所持していると主張した景広との間で争いとなった訴訟において、 所領の伝領をめぐり、 正 和 正応二年 二年 (1111111)(一二八九) 三月三十日に父景茂より譲渡されたと主張する顕茂と、 五月二日に、 天野景茂 与を促した。 (観景) の子 ,顕茂・景広兄弟が、 由 井 幕府は両者に 徳治三年 亩 比 本 -郷等

0

本史料によると、

景広に引き渡し、 三分の一 この結果、 (屋敷・堀之内等は除外) 顕茂は自らが権利を主張していた由井 景広は遠江国大結郷 と美濃国柿 福沢郷 御 および長 뒯 半

-分を 本郷

含む) および美濃国柿御園半分、 方、 顕茂には由井本郷三分の二 遠江国奥山郷避前村 (屋敷・ 堀之内等を 0

門国岡枝郷等とともに、

これらの所領

0

支配を認めら

れ

における天野氏の支配の拠点であった屋敷と堀之内は 支配を認められたという。 由井本郷三分の二」 このことから、 景茂から顕茂へと伝領された由井本郷 の遺称地と見做される現在の八王子

下知状』 また、 に、「兄次郎左衛門尉景広代盛直・ 史料7の文保元年 (一三一七) 六月七日 同弟三郎左 付 関 東

市弐分方町の地内に存在したと推測される

(図3参照)。

治三年(一三〇八)六月に晩年を迎えていた景茂が、庶子の景広に由井本郷および柿御園における所領の譲渡を認め と考えられる。史料6が作成された正和二年(一三一三)五月の時点で、父景茂は既に故人として扱われており、 門尉顕茂代朝親」と記載されていることから判断すると、弟の顕茂が景茂の嫡子であり、 兄の景広が庶子であった

そして、もう一人、由井本郷等の所領の継承を主張する者が現れた。ここで執権北条高時と連署北条貞顕の裁許

(史料7)

状である史料7を掲出する。

る決断をしたのであろう。

右 就訴陳状、 茂代朝親等相論由比尼是心鸞遺領遠江国大結・福沢両郷・避前村、 天野肥後左衛門尉景茂法師蠶爨女子尼是勝鱗代泰知与兄次郎左衛門尉景広代盛直・同弟三郎左衛門尉顕 欲有其沙汰之処、 各和平畢、 如朝親去月廿五日状者、由比尼是心遺跡武蔵国由比本郷内源三郎 武蔵国由比郷内田畠・在家際に

黷蔑炭釜一口内三分一并避前村等半分騙難避与尼是勝者也、但避前村代官屋敷者、 毘沙門堂等者、 官屋敷者、 屋敷懸。遠江国避前村等中分事、右、就于是心養女尼是勝訴訟、番訴陳、 可為是勝分、若彼屋敷交量避前屋敷之処、不足者、於不足分者、 可為顕茂分、八幡宮鸞・十二所権現者、 可為是勝分、次源三郎屋敷内社一所監許者、 雖遂問答、以和与之儀、 以顕茂分可入立之、又諏方社聲・ 可為顕茂分、同村内中辺名代 源三郎屋敷 可為顕茂

者

任彼状、

相互無違乱可領知云云、

如泰知同状者、

子細同前云々、

如盛直同廿七日状者、

由比尼是心遺領武

分、

御堂壱所懸者、

可為是勝分、

然則、

云顕茂○注文、云是勝分注文、為後証

両方所令加判也、

於自今以後

130

壱 蔵国 但今無坪付以下委細目六之間、 番訴陳、 可為是勝分云々、 由比本郷内源三郎屋敷・田畠・在家并炭釜嶽遠江国大結・福沢両村等中分事、 雖遂問答、 如泰知同状者、 以和与之儀、 召上地下之注文、 子細同前、 所去渡源三郎屋敷内田畠・在家景広知行分并大結・福沢半分於是勝也 無後煩之様、 此上不及異儀、 来月中可書渡是勝方、次是心跡炭釜一口内六分 早任彼状可致沙汰之状、 右、 依鎌倉殿仰、 就是心養女尼是勝訴 下 知如

文保元年六月七日

件

相模守平朝臣(花押)

武蔵守平朝臣(花押)

の遺領である武蔵国由比 (由井) 郷内の田畠・在家、 および遠江国大結・福沢両郷・避前村をめぐり、 兄の景広、

景茂の娘である是勝

(尊勝) は、

景茂の姑であった由比尼是心

本史料によると、文保元年(一三一七)六月七日、

)顕茂を相手に訴訟となった。 (4)

この結果、顕茂・景広との間でそれぞれ和与が図られ、

顕茂との係争地では、是心の養女であった是勝が由

比

由

「二十四所宮」、 本郷内の源三郎屋敷および避前村等半分ほかの相続を認められた一方、源三郎屋敷の一 是勝が「是心墓所」である「御堂」をそれぞれ知行することとなった。 部は細分化され、 顕茂

が是勝に引き渡し、 また、景広との係争地では、 是勝の相続が認められた。 源三郎屋敷内で景広が知行していた田畠・在家および大結 ・福沢両郷の半分を景広

源三郎屋敷は、 由比尼是心の遺領であることから判断すると、 史料6に見える景茂から顕茂へと伝領された

由井本郷内の屋敷および堀之内とは異なる地所であり、源三郎という人物が作人となって地子を領主の是心・是勝

是勝」(貞和四年・一三四八)の銘を持った五輪塔の地輪、 に納めていたと考えられる。 なお、八王子市の弐分方町観音堂(報恩寺跡) から、

見られる五輪塔の火輪が発見されており、 とが指摘されている (図3参照)。 同地が、是勝に相続された源三郎屋敷内の御堂(是心墓所)に該当するこ 並びに一二世紀末から一三世紀初頭にかけて作成されたと 側面に「貞和四年戊子/八月九日

弟間において、 以上のとおり、 所領をめぐる紛争として表面化したと考えられる。 天野氏の所領であった由井郷は、 横河郷の景経流および由井本郷の景茂流に、 それぞれ 分割相続

景茂という叔母

る顕茂・景広との間で、

方、

史料7のとおり是心の遺領を継承したと主張する是勝と、史料6のとおり景茂の遺領を継承したと主張す

・甥の世代の段階で既に分割相続による問題が内在しており、それが次世代の是勝・顕茂・景広兄

遠江国避前村および同国大結・福沢両郷が中分されたことから、これらの所領は、

是心・

132

といった新義真言宗の地域的な拠点となる寺院が存在していた。 されていたが、 由井郷内には横河郷の慈根寺(廃寺、八王子市元八王子町と推定) および大幡村の宝生寺 (同 西寺方町

地域で布教活動を行った儀海が、 細谷勘資氏は、 嘉元四年(一三〇六)二月以降に慈根寺で『秘鍵草』を書写した一方、 新義教学を確立した根来寺(和歌山県) の中性院法印頼瑜に師事し、 鎌倉におけ 中 -世多摩

に就任したのは嘉元三年 る真言密教の代表者で金沢流北条氏の当主北条貞顕と親しい関係にあった劒阿が、 (一三〇五) から三か年の間であったことから、 由井郷での儀海を中心とする新義教学の本 同氏を檀越とする称名寺の長老

格的な布教活動は、 由井氏・天野氏・金沢流北条氏の三者のつながりを背景とし、 さらに新義教学に造詣 0 深

劒

・湛睿・実真という三代に渡る称名寺長老の動向が関係していたことを指摘している。(生)

同寺の創建または中興が儀海の示寂した観応二年(一三五一)と伝えられることから、

儀海が宝生寺の前身である大幡観音堂に関係していたことを推測している。⁽⁴⁾

また、宝生寺についても、

醍醐寺三宝院流の法流に属した頼瑜から、鎌倉佐々目谷に居住した頼縁へと継承され、関東に進出した中性院流

の新義教学を介して、称名寺および儀海が関係していたことは、 しかしながら、合わせて細谷氏が指摘したように、河口長楽寺(八王子市川口町)および北河口延福寺 細谷氏が指摘したとおりと考える

王子市上川町)を中心とした川口川流域における儀海の布教活動は、

由井氏と同じ日奉

西

党に属する河口氏が関

八

た日奉党の武士団の本拠地であった。これらを踏まえると、多摩地域における儀海の布教活動には、 よる被害から康永元年(一三四二)六月に再興した高幡山金剛寺(日野市)周辺は、 高幡・土淵・ 平山 在地における 由木といっ

日奉党のネットワークが反映されていたのではないだろうか。

における日奉党の武士団によるネットワークの存在、 したがって、①新義教学の影響を受けた称名寺の檀越である金沢流北条氏と天野氏との縁戚関係、 という二つの条件が重なることによって、 儀海による由 並びに②在 井郷 地

を中心とした多摩地域における新義教学の布教活動が展開したと考えられる。

与したと考えられる。また、儀海が布教活動の拠点とするとともに、建武二年(一三三五)年八月四日夜の暴風雨に

以上、本稿では、 御家人天野氏による由井郷地頭職の伝領について、 同氏をとりまく御家人間のネットワークの

解明を通して考察した。この結果は、次のとおりである。

源頼朝の側近という立場、および列島東西の海上輸送への影響力により鎮西奉行に任じられた。

の処遇を得ていた金沢流北条氏による鎮西探題等への就任に受け継がれたと考えられる。

天野氏と九州との関係は継続され、その影響力は、

一三世紀後半、

縁戚関係を結び一族

そ

の役割を離れて以降も、

○天野氏は、武蔵国の支配権をめぐる北条時政・畠山重忠・和田義盛の競合関係を背景に、義盛と横山時兼一族、

および天野政景と三浦和田氏出身の由井尼覚円との縁戚関係を介して結ばれた由井氏との所縁を契機にして、元

久二年(一二〇五)、武蔵国留守所惣検校職の畠山重忠滅亡後に由井郷地頭職を取得したと考えられる。

○天野氏の所領となった由井郷は、

景経流の横河郷、

および景茂流の由井本郷に分割相続され、

前者は天野政景か

ら景経の母である後家尼 (政景の妻) の一期料となった後、建長八年(二二五六)に景経に相続されたと考えられ

る。一方、 後者は、是心・景茂という叔母・甥の世代の段階で既に分割相続による問題が内在しており、それが

次世代の是勝 顕茂・景広の兄弟間による所領をめぐる相論として表面化したと考えられる。

○新義教学の影響を受けた称名寺の檀越である金沢流北条氏と天野氏との縁戚関係、 並びに在地における日奉

党の武士団によるネットワークの存在という二つの条件が重なって、 儀海による由井郷を中心とした多摩地 域

13

おける新義教学の布教活動が展開したと考えられる。

び付ける重要な媒介となったのが、幕府内における御家人間の縁戚関係を踏まえたネットワークであったことがう かがわれる。このことは、 以上のような考察結果を踏まえると、鎌倉期に地頭職を新たに取得した御家人が在地に進出する際に、 在地レベルでの同族関係を前提とした、 平安期以降における武士団の結集に見られる状 両者を結

今後の研究において、武士団が構築したネットワークの多様性の解明に、 引き続き取り組んでいくことが重要で

ある。 当該分野の研究の広がりに期待したい。 況とは、異なる特徴を示していると言えよう。

註

 $\widehat{1}$

豊田武

『武士団と村落』 (平凡社、

(吉川弘文館、 等。

九九四年再刊、

初刊は一九六三年)、

石井進

『鎌倉武士の実像

一九八七年)

2 髙橋昌明『武士の成立 武士像の創出』(東京大学出版会、 九九九年)

3 高橋修『中世武士団と地域社会』(清文堂出版、二〇〇〇年)等。

 $\widehat{4}$ 伝領関係と在地の様相─」(遠藤元男先生頌寿記念会編『遠藤元男先生頌寿記念・日本古代史論苑] 奥野高廣 「由比源三郎と北条氏照」(『府中市史 史料集』五、 一九六四年)、 福田榮 郎 「武蔵国船木田荘の研究 国書刊行会、 一九八三

年)。

- 5 九七年)。 福田榮二郎 「御家人天野氏の領主制をめぐって―中世領主制の一考察―」(『明治大学人文科学研究所紀要』 四 一九
- 6 菊池紳一「尊経閣文庫所蔵『天野系図』について」(『季刊ぐんしょ』再刊三二号、一九九六年)。
- 7 『新八王子市史』通史編2中世(八王子市、二〇一六年)第二章第四節「天野氏と由井郷」(小林一岳執筆)。

8

菊池前掲註

6

論文、

福田前掲註(5)論文。

- 9 「天野系図」(『新八王子市史』資料編2中世、八王子市、二〇一四年、 第二章「系図」五号、 尊経閣文庫所蔵武家百家
- $\widehat{10}$ 黑板勝美編輯 同二十日条 『新訂増補国史大系 普及版 吾妻鏡』 第一 (吉川弘文館、 一九六八年) 治承四年 (一八〇) 八月六日
- (11) 前掲註(10)治承四年(一一八○)十月十九日条。
- (4) 前曷拄(0)文治元年(一一八五)三月十二日矣。(3) 前揭註(10)文治元年(一一八五)正月二十六日条、同三月十一日条。
- (4) 前掲註(10)文治元年(一一八五)三月十二日条。

15

なお、

持ち始めていたこと、また大宰権帥であった吉田経房との関係性をあげている。 に、遠景が徳大寺実定の所領であった筑後国瀬高荘(福岡県)において年貢押領行為を行っており、 によると、遠景が鎮西奉行の役を任された要因として、文治元年(一一八五)二月頃、 源範頼が九州に侵攻していた時期 九州の所領と関係を

池野理「治承・寿永内乱期における九州情勢―鎮西奉行成立の歴史的前提―」(『中央史学』四三、二〇二〇年)

- 16 竹内理三編 『鎌倉遺文』古文書編第五巻(東京堂出版、 一九七三年) 三四七〇号、 肥前龍造寺文書。
- (17) 『群書類従』巻四九補任部六(国立公文書館内閣文庫)。
- (18) 前掲註(9)参照
- 19 「足利直義裁許状案」(『新八王子市史』 資料編2中世、 第一章 「編年史料」[以下 「編年」と略す〕七一号、 三浦和田文
- 20 『関東往還記』二月二十七日条 (国立公文書館内閣文庫)。 なお、 史料中の は傍註を表している。

- (21) 前掲註(9)参照
- 22 いたと考えられる。 表記から、景村が実際の縁戚関係を踏まえて、義理の「兄弟」「コシウト」といった金沢流北条氏の一族という待遇を得て あるとともに、 背に「景村者六浦殿兄弟越州コシウトニ令坐候故也」と記されていることを確認し、 なお、 關靖 『金澤文庫の研究』 実時 (越州)の外舅にあたることを指摘している。「コシウト」の解釈は困難であるが、「令坐候」という (五十嵐書店、 一九七六年復刻、 初版は一九五一年)は、 景村は北条実泰 (六浦殿) 『関東往還記』 の景村の名の紙 の兄弟で
- 23 められていたことを指摘している。 豊前国守護職が北条実時に与えられ、子息の実政が分国に派遣されたのは、 筧雅博『蒙古襲来と徳政令』(日本の歴史一○、 比企能員の分国が能員の女 娘 を母とする北条朝時・重時兄弟に継承されるような意味合いが、この人事にも込 講談社、二〇〇一年) には、 実時の妻の一人が鎮西奉行天野遠景の子孫で 文永の役後、 建治二年(一二七六)までに
- (24) 前掲註(7)参照。
- (25) 『古事談』第四 勇士(国立国会図書館蔵)。
- 26 一日条。 黑板勝美編輯 『新訂増補国史大系 [普及版] 吾妻鏡』 第二(吉川弘文館、 一九六八年)元久二年(一二〇五)六月二十
- (27) 前掲註(26)建保元年(建暦三年・一二一三)五月五日条。
- (29)『続群書類従』巻一三八系図部二三(国立公文書館内閣文庫)。(28) 前掲註(26)建保元年(建暦三年・一二一三)五月六日条。
- (30) 前掲註(9)参照。
- (31) 前掲註(7)参照
- 32 王子市史 将軍宗尊親王家政所下文」(竹内理三編 資料編2中世、 編年五八号、 尊経閣武家手鑑)。 『鎌倉遺文』古文書編第 一卷、 東京堂出版、 一九七六年、八〇〇八号、『新八
- (34) 前掲註(7)参照。

— *137* —

- 35 関東下知状」(『新八王子市史』資料編2中世、編年七○号、尊経閣古文書纂編年文書)。
- 36 **『新八王子市史』** 資料編2中世、編年六一号・六二号・一一七号の解説を参照
- 37 「天野顕忠譲状」(『新八王子市史』資料編2中世、編年一九七号、天野毛利文書)。
- 38 「関東下知状」(竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編第三二巻、東京堂出版、一九八七年、二四八六三号、『新八王子市史』

資料編2中世、編年八四号、尊経閣古文書纂天野文書)。

39 なお、土井義夫「大楽寺と八日市場─八王子城と市と町覚書─」(1)(2)(『多摩のあゆみ』四○・六○号、一九八五・

40 世に八日市場が存在し、滝山城下から当地に移ってきた大善寺・極楽寺とともに近世の八王子宿に移転して、八日市宿を 形成したことが指摘されている。 一九九〇年)によると、八王子市弐分方町と上壱分方町との境界に位置する大楽寺町(近世の大楽寺村)の域内には、中 「関東下知状」(竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編第三四巻、東京堂出版、一九八七年、二六二二六号、『新八王子市史』

41 資料編2中世、編年八七号、 なお、史料中の「姑」については、前掲註(7)の小林氏の指摘に従い「おば」と解釈し、是心は景氏の妹 天野文書)。

138

42 「五輪塔火輪・貞和四年(一三四八)是勝銘 五輪塔地輪」(『新八王子市史』資料編2中世、 第六章「石塔・金工品」一

母)と位置付ける。

(43) 前掲註 (7) 参照

44 の再建と儀海」(峰岸純夫執筆)、『新八王子市史』通史編2中世、第一○章第二節「慈根寺と真言談義所の展開 動向に関する論考は、『日野市史』 細谷勘資「儀海の布教活動と中世多摩地方」(『八王子の歴史と文化』一、一九八九年)。なお、多摩地域における儀海の 通史編二(上)中世編(日野市史編さん委員会、一九九四年) 第二章第二

45 論文参照

文執筆)があげられる。

八四三卷、国立公文書館内閣文庫)。

47 46 三宝院伝法血脈 細谷前掲註 44 」(『続群書類従』